障がい者制度改革推進本部(第3回)議事要旨

1. 日時:平成23年3月11日(金)

2. 場所:院内大臣室

3. 出席者: 本部長 菅 直人 内閣総理大臣

副本部長 枝野 幸男 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(沖

縄及び北方対策)

蓮舫 内閣府特命担当大臣(行政刷新、消費

者及び食品安全)

本部員 片山 善博 総務大臣、内閣府特命担当大臣(地域

主権推進)

江田 五月 法務大臣

松本 剛明 外務大臣

髙木 義明 文部科学大臣

鹿野 道彦 農林水産大臣

海江田 万里 経済産業大臣

大畠 章宏 国土交通大臣

松本 純 環境大臣、内閣府特命担当大臣(防災)

中野 寛成 国家公安委員会委員長

自見 庄三郎 内閣府特命担当大臣(金融)

与謝野 馨 内閣府特命担当大臣(経済財政政策、

少子化対策、男女共同参画)

玄葉 光一郎 内閣府特命担当大臣(「新しい公共」、

科学技術政策)

(以下、代理出席)

五十嵐 文彦 財務副大臣

大塚 耕平 厚生労働副大臣

広田 一 防衛大臣政務官

4. 議事概要

- (1)「障害者基本法の一部を改正する法律案」及び「障害者制度改革の推進 のための基本的な方向(第二次)案」について、末松副大臣から説明が あった。
- (2)以下のような議論が行われた。

〇髙木本部員

障害のある子どもたちの教育は、障害者の自立や社会参加を支援する上で出発点であり、基礎である。教育に必要な教職員の確保や専門性の向上、学校や教材のバリアフリー化など、政府全体で子どもたちの教育を支えていただくようお願いをしたい。

〇自見本部員

精神障害者施策について、力を入れていただきたい。

〇中野本部員

バリアフリーという視点を考えたときに、色覚障害者が意外に忘れられがちである。ぜひ色覚障害の人が存在し、恒久的なテーマなのだとご認識をいただきたい。

- (3)「障害者基本法の一部を改正する法律案」及び「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第二次)案」が本部決定された。
- (4) 最後に、菅本部長から「この法律案は、これで終わりではなくて、ある意味で障害者制度の改革はさらに進めなければいけない、そういう大きな前進の一歩という位置づけで、それぞれの所掌の中でも努力をお願いしたい」との挨拶があった。

以上